

令和6年度版

大館市新規就農ガイド

《新規就農支援一覧》

大館市産業部農政課

目次

1 新規就農までの流れ

2 農業を始める方法

3 認定制度

- ・ 認定新規就農者制度とは
- ・ 認定新規就農者になるには

4 大館市支援事業一覧

5 経営開始のための支援

- ・ 新規就農者育成総合対策「経営開始資金」 (国)
- ・ 経営発展支援事業 (国)

6 融資支援

- ・ 青年等就農資金 (日本政策金融公庫)

7 その他支援制度

- ・ 夢ある園芸産地創造事業 (県)
- ・ 夢ある畜産経営ステップアップ支援事業 (県)
- ・ 6次産業化施設整備支援事業 (県)
- ・ 大館市スマート農業推進事業費補助金 (市)

8 農地確保

- ・ 農地の確保
- ・ 農地の貸借方法
- ・ 貸借方法の比較

9 就農研修のための支援

- ・ 新規就農者育成総合対策「就農準備資金」 (国)

10 研修制度

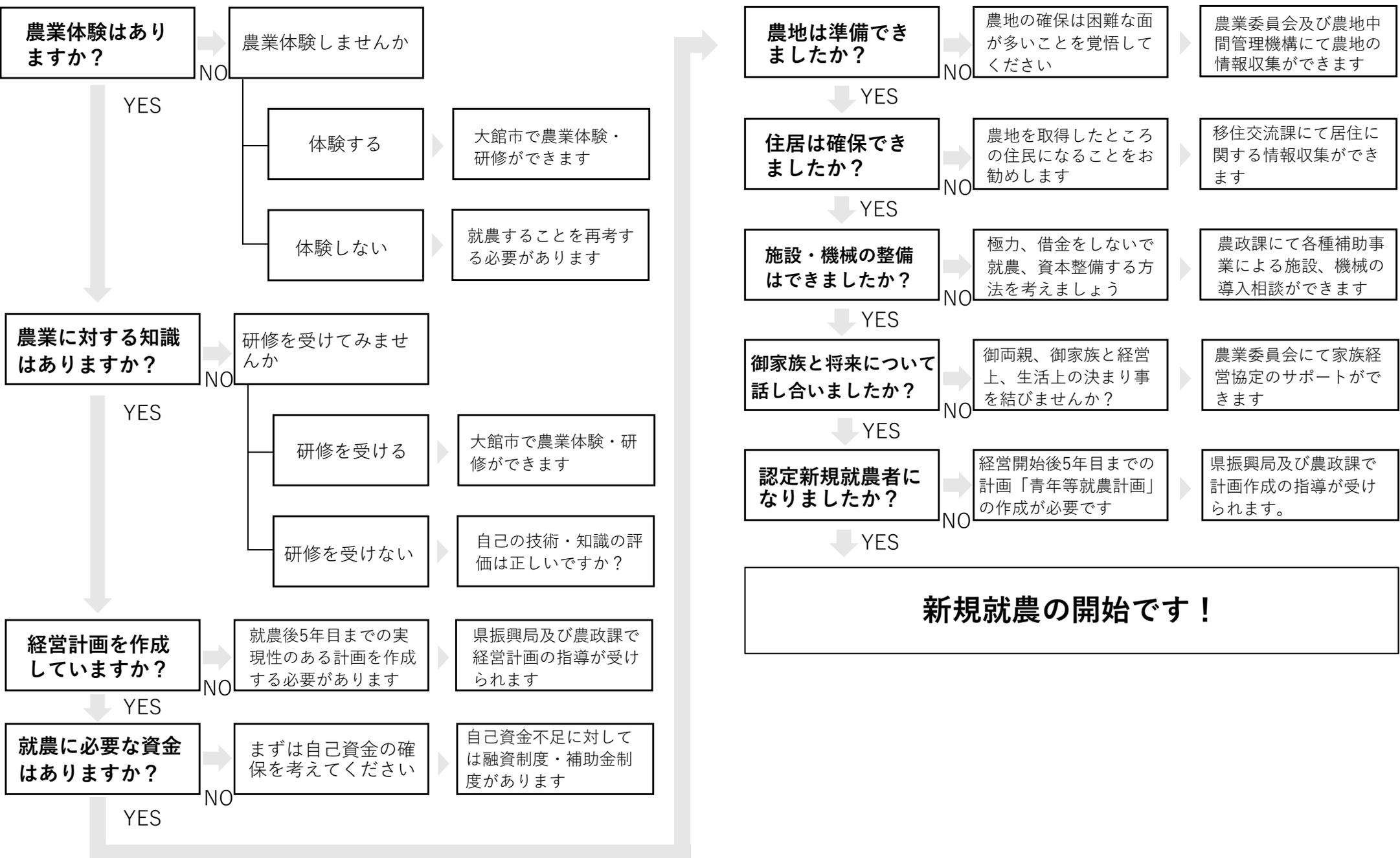
- ・ 県認定の研修機関
(秋田アグリフロンティア育成研修)

11 地域おこし協力隊

- ・ 地域おこし協力隊制度
- ・ 大館モデルの提案

12 相談窓口・情報サイト

1 新規就農までの流れ



2 農業を始める方法 ～農業に就く二つの道筋～

①農業法人等へ就職する

雇用就農は事前に農地や開業資金を準備することなく、農業法人等に雇用されれば就農できるメリットがあります。

②新たに経営を始める

独立・自営就農するには、①技術・ノウハウ、②資金、③農地、④機械・施設、⑤住宅の五つの要素の確保が必要です。

これらの要素に対して大館市では様々な支援制度を活用し新規就農者のサポートを行っています。



独立・自営就農する場合、認定新規就農者制度を活用することで様々な支援が受けられます

3 認定制度

認定新規就農者制度

新たに農業経営を始める方が農業経営の基礎を確立しようとする計画（青年等就農計画）を市町村が審査・認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

青年等就農計画

新たに農業経営を営もうとする青年等が自らの農業経営の目標とその達成のための取組内容を記載した「**青年等就農計画**」を大館市に申請し、審査を受ける必要があります。

ご相談や申請の際は、必ず担当者と事前に日程調整のうえお越してください。

◇ 認定の基準

1. 計画が大館市の基本構想に照らして適切なものであること。
2. 計画の達成される見込みがあること。

◇ 大館市の基本構想の水準（抜粋）

農業経営を開始してから5年後の年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり225万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり150日以上、1,200時間程度）の水準を実現できること。

◇ 対象者

新たに農業経営を営もうとする青年等で、農業経営を開始して一定の期間（5年）を経過しない、以下に当てはまる方

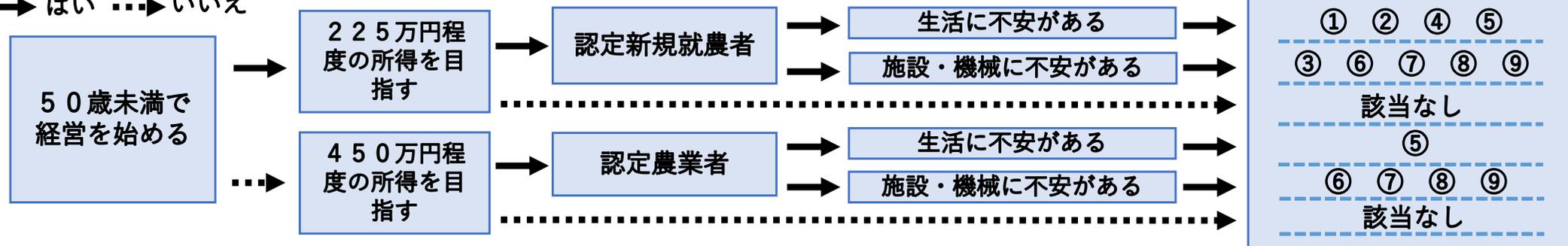
1. 青年（原則18歳以上45歳未満） 経営開始時点の年齢
2. 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満） 経営開始時点の年齢
3. 上記の者が役員のお半数を占める法人 登記日における役員の年齢

4 大館市支援事業一覧

区分	番号	事業名	内容	備考
認定新規就農者	①	就農準備資金 (国事業)	農業技術等研修中に、生活費等の資金を交付 (年間最大150万、最長2年間)	都道府県が認める研修 機関で受けること
	②	経営開始資金 (国事業)	経営を開始して間もない時期の営農資金等を交付 (年間最大150万、最長3年間)	青年等就農計画の認定 を受けたもの
	③	経営発展支援事業 (国事業)	経営を開始して間もない時期の機械・施設等の導入に係る費用を助成 (上限1,000万円※「経営開始資金」の交付者は上限500万円)	青年等就農計画の認定 を受けたもの
	④	青年等就農資金 (日本政策金融公庫)	新規就農者の定着を促進するため、新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械、施設の整備等を支援	青年等就農計画の認定 を受けたもの
認定新規就農者・認定農業者	⑤	ミドル就農者経営確立支援事業(県事業)	経営開始直後の中年層(50歳以上60歳未満)の独立・自営就農者に対して資金を給付 (年間最大120万、最長3年間)	独立・自営就農時の年齢が、原則50歳以上60歳未満であること
	⑥	夢ある園芸産地創造事業(県事業)	機械・施設等の整備に必要な経費に助成 (税抜事業費の3分の1以内 ※就農定着のうち非農家は2分の1以内)	認定農業者及び認定新規就農者等
	⑦	夢ある畜産経営ステップアップ支援事業(県事業)	繁殖雌牛・乳用初妊牛の増頭に対する奨励金。肉用牛の生産拡大・ICT導入による省力化や効率化・比内地鶏の生産・飼料増産の整備等を助成	認定農業者及び新規就農者等
	⑧	6次産業化施設整備支援事業(県事業)	農林畜産物の加工・流通・販売などの取組に必要な機械・施設の導入等に要する経費に助成(税抜事業費の3分の1以内)	事業実施計画の承認を受けたもの
	⑨	大館市スマート農業推進事業費補助金(市事業)	「スマート農業技術カタログ」に掲載されたスマート農業機器等及び有機農業に関する機器の導入に要する経費に助成	認定農業者及び新規就農者等

簡易フロー例

→ はい ... → いいえ



5 経営開始のための支援

新規就農者育成総合対策「経営開始資金」(国事業)

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して、経営開始資金を交付します。

【交付対象者】 農業を始めてから経営が安定するまでのかたで、要件を全て満たすもの。

【主な交付要件】

- ① 独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満であること。
- ② 大館市より青年等就農計画の認定(認定新規就農者)を受けること。
- ③ 主要な農業機械・施設を所有し、又は借りていること。
- ④ 前年の世帯(親子及び配偶者の範囲)所得が原則600万円以下であること。

【交付額】 150万円/年(最長3年間)

交付に当たっては審査委員会での審査(書類・面接)があります。

経営発展支援事業(国事業)

就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等の取組を支援します。

【主な対象者】 原則50歳未満で農業経営を開始する認定新規就農者。

【補助率】 都道府県支援分の2倍を国が支援(例: 国1/2 県1/4 本人1/4) 本人負担分は融資必須

【支援額】 補助対象事業費上限1,000万円(「経営開始資金」の交付者は上限500万円)

【対象経費】 機械・施設等の取得、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等のリース等の初期投資的な経費

交付に当たっては審査委員会での審査(書類・面接)があります。

6 融資支援

青年等就農資金（日本政策金融公庫）

新規就農者の定着を促進するため、新規就農者向けの無利子資金により、営農に必要な機械、施設の整備等を支援します。

【交付対象者】大館市より青年等就農計画の認定（認定新規就農者）を受けたもの。

【資金の使い道】

青年等就農計画の達成に必要な次の資金

- ① 施設・機械（農業生産用の施設・機械の他、農産物加工施設や販売施設も対象）
- ② 果樹・家畜等（家畜の購入費、果樹や茶などの新植・改植の他、それぞれの育成費も対象）
- ③ 賃借料などの一括支払い（農地の賃借料や施設・機械のリース代など） 農地の取得費用は対象外

【貸付限度額、利率（年）】3,700万円、無利子

【返済期間】17年以内（うち据置期間5年以内）

【担保・保証人】保証人：原則として個人の場合は不要

【問合せ先】 日本政策金融公庫

7 その他支援制度

夢ある園芸産地創造事業（県事業）

園芸産地育成事業

野菜等の生産性向上・周年農業・就農定着・地域振興に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成します。

【交付対象者】 認定農業者、機械共同利用組合、認定就農者等

【補助対象】

- ・補助対象機械・施設等の規模及び構造、事業の規模等は、事業実施計画の目標などそれぞれの目的に合致したものの。
- ・補助対象機械の規模は、秋田県特定高性能機械導入計画に合致したものの。

【補助限度額・補助率】 税抜事業費の1/2分の5以内。重点作物及び就農定着は1/2分の6以内。

（就農定着のうち非農家のみ、1/2分の8以内）

夢ある畜産経営ステップアップ支援事業（県事業）

繁殖雌牛・乳用初妊牛の増頭に対する奨励金、肥育素牛の導入・肉用牛の生産拡大・ICT導入による省力化や効率化・比内地鶏の生産・飼料増産の整備・堆肥散布の整備・新規就農者支援等に必要な経費に助成します。

【交付対象者】 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体、機械共同利用集団、堆肥共同利用集団、認定就農者

【補助対象】

- ・補助対象機械・施設等の規模及び構造、事業の規模等は、事業実施計画の目標などそれぞれの目的に合致したものの。
- ・補助対象機械の規模は、秋田県特定高性能機械導入計画に合致したものの。

【補助限度額・補助率】

- ・秋田牛増頭繁殖用雌牛（外部導入） 1/2分の6以内 （自家保留） 奨励金100千円以内（定額）
（乳用初妊牛） 1/2分の6以内

- ・上記の助成対象に準じるもの、その他就農計画の実現に必要な機械・施設等は1/2分の6以内

（非農家は1/2分の8以内）

7 その他支援制度

6 次産業化施設整備支援事業（県事業）

地域資源を活用した6次産業化ビジネスを推進するため、機械の導入や施設の整備を支援します。

【交付対象者】

加工品等の製造販売計画、事業の成果目標及び機械・施設の導入計画等を内容とする事業実施計画を作成し、関係市町村長に提出して、その承認を受けたもの。

【補助対象】

- ・農林畜産物の加工・流通・販売などの取組に必要な機械・施設の認定農業者、認定就農者、女性農業者、農業者が組織導入等に要する経費に助成
- ・漬物製造農業者、農業者が組織する団体、市町村、JAに必要な機械・施設の導入等に要する経費

【補助限度額・補助率】 税抜事業費の3分の1以内

大館市スマート農業推進事業費補助金

スマート農業機器の導入による省力化や、有機農業による高付加価値化を図る農業者に対し、補助金を交付します。

【交付対象者】 大館市から経営改善計画の認定を受けた認定農業者及び新規就農者

【補助対象】

農林水産省が取りまとめた「スマート農業技術カタログ」に掲載されたスマート農業機器又はそれと同等の能力があると市長が認めたもの及び有機農業に関する機器の導入に要する経費で、購入価格50万円以上のもの

【補助限度額・補助率】

補助率 スマートフォン・パソコン等の情報通信機器と連携可能な機械は導入経費の3分の2以内
それ以外は導入経費（税抜）の2分の1以内（千円未満切捨）

補助上限額 経営耕地面積30ha未満は200万円
経営耕地面積30ha以上は500万円

8 農地確保

農地の確保

農業を始めるには農地が必要ですが、農地を購入することは金銭的や面積要件的に困難な場合が多く、**新規参入の場合は貸し借りにより営農を開始するのが一般的です**。農地が運良く見つかる事もありますが、多くの方は就農開始時期までにいくつか候補地を探し、立地条件（日照、水利、土質、農道等）を勘案してきめていきます。また、農地中間管理機構に借受申請を行うだけでは、希望する条件に合致した農地を確保することは難しく、**知り合いの方や研修先の農家などにも相談し、人の繋がりの中で確保していくことが大切です**。なお、借地で安心して営農を継続するためにも、農地の貸し借りは農業委員会や農地中間管理機構において法律に基づいた手続きを行うことが必要です。

農地の貸借方法

農地の貸借を行う場合には、次の2つの手段があります。

- (1) 農業委員会への許可を受ける（農地法第3条）
- (2) 農地中間管理機構による貸借（農地中間管理事業）

貸借方法の比較

制度名称	(1) 農地法第3条	(2) 農地中間管理事業
申請先	大館市農業委員会	大館市農業委員会
対象農地	すべての農地	農業振興地域内の農用地
対象者	農地法第3条の許可要件を満たすかた	地域の農業の担い手となるかた
貸借期間	制限期間なし	原則10年以上
貸借期間満了時の取り扱い	賃貸借：解約の届け出を行わない限り、自動更新 使用貸借：貸借終了（所有者へ権利が戻る）	貸借終了（所有者へ権利が戻る）

9 就農研修のための支援

新規就農者育成総合対策「就農準備資金」(国事業)

次世代を担う農業者となることを志向し、就農に向けて、研修機関などにおいて研修を受ける者に対して、就農準備資金を交付します。

【交付対象者】 都道府県が認める研修機関で研修を受け、要件を全て満たすもの。

【主な交付要件】

- ① 就農予定時に50歳未満の者で、研修終了後、独立・自営就農、雇用就農又は親元就農すること
- ② 前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が原則600万円以下であること
- ③ 常勤（週35時間以上で継続的に労働するもの）の雇用契約を締結していないこと
- ④ 概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受けること

【交付額】 150万円/年（最長2年間）

10 研修制度

県認定の研修機関（秋田アグリフロンティア育成研修）

「秋田アグリフロンティア育成研修」とは、新規就農や、新たな部門の開始に必要な農業技術を身につけようとする農業者を対象に、就農に必要な座学講義のほか、県の農業試験場、果樹試験場（天王分場含む）、畜産試験場、かつの果樹センター等において営農に必要な技術や知識を身につける2年間の研修です。

【研修のねらい】

就農にあたって必要な5つの力を育てます。

- ・ ビジネスモデルデザインを描ける力。
- ・ 農業生産を計画・実行できる力。
- ・ 収支・財務管理できる力。
- ・ 販路を開拓できる力。
- ・ ネットワークを構築できる力。

【応募資格】

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- ・ 新たに農業を始めようとするもの又は現に農業を営むもので、農業経営における主宰権を持ち農業経営者として自立しようとする意欲が高く、研修終了後の県内就農が確実と見込まれるもの。
- ・ 就農予定時の年齢が原則50歳未満であるもの。

11 地域おこし協力隊

地域おこし協力隊制度

■ 地域おこし協力隊とは

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。

■ 募集対象

- ① 農業及び農業に関係する仕事が好き、興味関心があること。
- ② 三大都市圏をはじめとする都市地域等に在住で、大館市に生活の拠点と住民票の異動が可能なこと。
- ③ 普通自動車免許を有すること。
- ④ パソコンの基本操作ができること。
- ⑤ 他地域に向けて電子媒体等で情報発信できること。
- ⑥ 任期終了後に定住の意思があること。
- ⑦ 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しないこと。

■ 給与等

月額175,000円

時間外手当及び休日勤務手当支給あり
ボーナス、通勤手当あり

大館モデルの提案

任期中【1～3年間】

- ・ 協力農家の指導のもとで栽培技術の研修。
- ・ たくさんの地域の農家・農業関係者との交流し、地域に溶け込みながら、やりたい農業を見つける。
- ・ 農地幹旋等のサポートも受けることが可能。

新規就農

- ・ 補助や融資制度を利用し、設備や機械を導入し農業経営を開始する。
- ・ 地域の農家等との交流があるため、新規就農がスムーズになり、相談等も気軽に行える。 13

◆ 各支援策相談窓口

- ・ 大館市役所 農政課

〒017-8555 秋田県大館市字中城20番地

【TEL】 0186-43-7073 【FAX】 0186-42-8570 【E-mail】 nseisaku@city.odate.lg.jp

- ・ 大館市 農業委員会

〒017-8555 秋田県大館市字中城20番地

【TEL】 0186-43-7129 【FAX】 0186-42-8570 【E-mail】 nogyo@city.odate.lg.jp

- ・ 北秋田地域振興局

〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76-1

【TEL】 0186-62-1835 【FAX】 0186-63-0705

◆ 就農情報サイト

- ・ 大館市ホームページ内

<https://www.city.odate.lg.jp/p10473>